

広島県告示第五百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県広島地域事務所建設局において、平成二十年六月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十年五月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道石風呂切串線	江田島市江田島町字ハナノキ一三三二四番二地先から 江田島市江田島町字ハナノキ一三三〇五番二地先まで	平成二〇年五月二九日